

# ★三共ニュース★

第 231 号

## 【皆様へ感謝】

(株)三共テクニカおかげさまで創業 60 年！(株)三共ハウステックおかげさまで創業 30 年！  
豊中市、三田市を中心に地元密着を大切に末永くお付き合いさせていただきたいと考えておりますので  
引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。

## 大規模 修繕工事



### 【チェリーヒル刀根山】

平成 14 年に三共テクニカで施工した木造 2 階建ての賃貸アパートの大規模修繕工事を開始しました。近年の大雨による被害を考慮し、外壁クリアー塗装防水、屋根塗装防水に加え、サッシ周りのシール打ち換えを行います。また、防犯のためオートロックシステムならびに門扉の交換、また美観を高めるため外壁全体の高圧洗浄を実施します。築 17 年の物件ですが、しっかり修繕することで安全に暮らしていただける魅力的な物件に生まれ変わります。9 月末の完成予定を目指し着実に工事を進めさせていただきます。



## 新規管理物件

### 【パレ豊南】

8 月 1 日に新たな賃貸マンションの管理を受託しました。資産価値を高められるよう業務に努めます！

豊中市豊南町南 1-6-2	
軽量鉄骨造	3 階建て
平成 8 年築	1R・6 戸

## 管理の豆知識



### ペット飼育不可から可への対応は？

これまでペット飼育不可としていたアパートで賃貸条件をペット可に変更。ペット可の条件で賃貸した借主 A が実際にペットを飼育したところ、ペット不可の条件で以前から入居していた借主 B から苦情が寄せられた。>>>共同住宅でのペット飼育の可否は、単に契約当事者である借主・貸主間の関係にとどまらず、臭いや音、アレルギー等の問題として他の借主にも直接影響が生じます。したがって、ペットの飼育の可否は「同じ建物内に動物がいる(いない)環境で利用する」という形で、賃貸借の目的に含めて検討されます。そうすると、これまでペット飼育不可を条件として賃貸していた借主 B にとっては、同じ建物内でペット飼育を許容していることは借主 B の賃貸目的に反する行為となり、借主 B の主張は合理性があります。一方、契約に基づきペットの飼育をしている限り借主 A にも責任は生じません。ペット飼育可と不可が同一建物内に混在する状況を維持することは難しく、一方を転居させるなど解消が必要です。

【管理物件求む！売買物件、リフォームもお任せください！】※ご相談・お見積もり無料

日常清掃・巡回・空室管理・設備点検、家賃管理等、オーナー様ご自身で全てこなすのは大変ではありませんか？  
弊社では各分野の専門業者に業務を委託。プロの力でお持ちの物件を全力でサポートいたします。